

## 後期高齢者医療保険料の軽減を求める意見書

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者をそれまで加入していた医療保険から切り離して加入させる制度である。高齢者人口が増えることによる医療費の増大を後期高齢者の保険料で賄おうとする仕組みとなっている。

平成24年度の改定で、均等割が3万7800円から4万100円に、所得割が7.18%から8.19%に引き上げられ、平均で8万4527円から9万3258円へと10.3%の値上げとなった。

平成26・27年度の保険料について、東京都後期高齢者医療広域連合は、均等割を4万4200円に、所得割を1.49ポイント増の9.68%に引き上げる案を示している。広域連合の試算では、一人当たりの平均保険料は9743円、10.5%の値上げとなるものである。

福生市では行っていないが、保険料滞納による短期被保険者証の交付は、東京全体では平成24年3月末で375件、平成25年3月末で866件と増加している。特例水準の解消を理由とした公的年金支給額が連続して引き下げられ、さらには消費税増税まで行われようとしている中、医療保険料の引上げが連続して行われることは少ない年金収入に頼る高齢者の家計を直撃し、深刻な受診抑制さえ生み出しかねない。

よって、福生市議会は国及び東京都に対し、後期高齢者医療保険料の軽減のために次の措置をとることを強く要望する。

- 1 国は、高齢者人口の増大が保険料引き上げに直結する仕組みをすみやかに見直すこと。
- 2 東京都は、保険料軽減のために、東京都後期高齢者医療広域連合に対する独自の財政支援を行うこと。また、財政安定化基金について、保険料上昇を抑制するために積極的に活用すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 12 月 20 日

福生市議会議長

乙 津 豊 彦

内閣総理大臣

厚生労働大臣

財務大臣 様

総務大臣

東京都知事